

様式第1号（第3条関係）

補助金等交付申請書

年 月 日

箕輪町長 白鳥 政徳

申請者

次のとおり、
う申請します。

集会施設改修事業に係る補助金を交付されるよ

補助事業の目的・内容及びその効果	
交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎	<p>総事業費 _____ 円 見積額（消費税込）</p> <p>補助金額 _____ 円 総事業費の 1/2 または 1/3、千円未満切り捨て 業者見積書添付</p>
補助事業の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日、補助事業等の遂行に関する計画	<p>業者への支払いに充当</p> <p>事業完了予定年月日 年 月 日</p>

様式第3号（第12条関係）

補助事業等実績報告書

年 月 日

箕輪町長 白鳥 政徳

申請者

年 月 日付に係る集会施設改修事業等が次のとおり完了したので報告します。

補助事業等完了の年月日	年 月 日
補助事業等の内容成果	実施内容： 効 果：
補助事業等完了に伴う収支決算書	総事業費： 円 (業者への支払い総額) うち町補助金額： 円 区・常会負担額： 円
交付を受けたい額	円 (事業費×1/2 または 1/3、千円未満切り捨て)
その他	

上記の報告事項について審査しました。

年 月 日

審査者 箕輪町役場 総務課

審査結果の意見

請 求 書

年 月 日

箕輪町長 白鳥政徳

請求者

年 月 日付け 総総第 号で額の確定のあった 年度
集会施設改修事業補助金を下記のとおり支払いしてください。

記

金 円

振込先

金融機関(支店名)	
口座番号	
口座名義	

箕輪町集会施設建設事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区又は組がその区域の集会の便を図るため必要な集会施設の建設又は改修事業に要する経費に対し、補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則(昭和55年箕輪町規則第21号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集会施設 公民館、公会所、集会所その他名称にかかわらず集会を目的とする施設をいう。
- (2) 建設事業 集会施設の新築、増築又は改築にかかわる事業をいう。
- (3) 改修事業 既存の集会施設の改修、補修にかかわる事業をいう。

(事業の種類、経費及び補助率等)

第3条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率等は、次の表に掲げるとおりとする。

事業の種類	経費	施設	補助率	限度額
1 集会施設建設事業	建設事業に要する経費(用地費及び事務費を除く。)	区の公民館	2分の1	1,000万円
		組又は2以上の組が共同して行う集会施設		
2 集会施設改修事業	改修事業に要する経費(用地費及び事務費を除く。)。ただし、施設改修事業に要する経費の総額が15万円未満は対象外とする。	区の公民館	2分の1	500万円
		組又は2以上の組が共同して行う集会施設		
3 集会施設脱炭素推進事業	脱炭素推進のためのLED照明器具リースに係る経費(当該年度に支払うリース料)	区の公民館	3分の1	100万円
		組又は2以上の組が共同して行う集会施設		

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(適用除外)

第4条 この要綱の規定は、国、県その他の機関から補助金等の交付を受ける場合は、適用しない。